

事 務 連 絡
令和 2年12月11日

(公社)岡山県医師会
(一社)岡山県病院協会 } 御中

岡山県保健福祉部健康推進課

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について

県内の農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（H5亜型）が確認された事例が発生しました。

当該農場における殺処分等の作業については防護服を着用して行っていますが、県としては、作業従事者に対し、作業後のタミフル予防投与の勧奨や、作業後10日間の健康観察を行うこととしており、作業後にインフルエンザを疑う症状を呈した場合等は、県保健所が感染症指定医療機関や協力医療機関と受診調整を行った上で受診していただくこととしていますので御了知ください。

当該作業従事者が、直接医療機関を受診した場合には、最寄りの県保健所（岡山市の医療機関は備前保健所、倉敷市の医療機関は備中保健所）あて連絡いただきますようお願いいたします。

あわせて、上記以外において、「国内の鳥類における鳥インフルエンザ（H5N1）発生時の調査等について」（平成18年12月27日付け健感発第1227003号）、「鳥インフルエンザ（H5N1）に係る積極的疫学調査の実施等について」（平成18年11月22日付け健感発第1122001号）に基づき、医療機関において鳥インフルエンザを疑う患者を診察した場合は、管轄保健所に連絡されるよう、貴会員に改めて周知をお願いいたします。

なお、本連絡は、次のホームページに掲載しております。

記

岡山県保健福祉部からの医療安全情報等のお知らせ

<http://www.pref.okayama.jp/site/361/>

別添：岡山県農林水産部畜産課、農政企画課による公表資料
農林水産省による公表資料

令和2年12月11日

お知らせ

課名	畜産課	農政企画課
担当	藤原	山下
内線	6535	6528
直通	086-226-7372	

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に係る 遺伝子検査の結果及び今後の対応

美作市における高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例については、県で遺伝子検査を実施し、本日4時に国において疑似患畜と確認されました。

県では、速やかな殺処分に向け、資機材の調達・搬入やテント設営などの準備作業を進め、今後、次のとおり対応することとしていますので、お知らせします。

1 今後の対応

(1) 発生農場の措置

家きん全羽の殺処分、汚染物品の埋却、農場の消毒等

(2) 周辺農場の防疫措置

①発生農場から半径3キロ以内の区域について「移動制限区域」として設定し、家きん等の移動を禁止

②発生農場から半径3キロから10キロ以内の区域について「搬出制限区域」を設定し、家きん等の搬出を制限

③周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施

(3) 消毒ポイント

発生農場及び関連農場から3キロ付近、10キロ付近に車両消毒ポイントを設置

(4) 殺処分対象の家きん羽数（約64万羽）が膨大であることから、陸上自衛隊に対し災害派遣を要請

2 報道機関へのお願い等

(1) 現場での取材（ヘリコプターやドローンを使用しての取材を含む）は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。殺処分等の様子については、当方から、その写真や動画を随時提供します。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

※消毒ポイント設置一覧（様式 消毒2号を裏面に印刷）

（笠岡事例では設置予定箇所について開始予定時刻を記載していたところ、設営が遅れたため一部混乱し業者からクレームがあった。そのため確実に設置できる箇所のみにするか、準備が整っていないポイントについては開始予定時刻を記載しない。）

岡山県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内22例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

本日、岡山県美作市の養鶏場2農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（今シーズン国内22例目及び22例目の関連農場）が確認されました。本発生は、岡山県における今シーズン初めての発生であり、これを受け、野上農林水産大臣から防疫対応に遺漏がないよう、11月5日の総理指示を踏まえ防疫指針等に基づいて対応するよう指示がありました。農林水産省としては、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針（大臣指示）に従い措置を実施することについて確認します。

1. 農場の概要

農場所在地：岡山県 美作市
飼養状況：育雛場(約52.9万羽) 雛を育てて出荷する農場
疫学関連農場(育雛場：約11.3万羽)

2. 経緯

- (1) 12月10日、岡山県は死亡鶏が増加した旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。
- (2) 同日、当該鶏についてインフルエンザ簡易検査を実施し陽性。
- (3) 本日、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、H5亜型であり、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。
- (4) また、国内22例目農場と疫学的関連が確認された美作市の1農場についても、防疫指針に基づき、疑似患畜であることを確認。

3. 今後の対応方針

本日、岡山県美作市の育雛農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されたことを受け、大臣から下記の通り指示があったところ、農林水産省としては防疫措置等について、万全を期します。

記

12月11日の岡山県美作市における高病原性鳥インフルエンザの発生は岡山県における今シーズン初めての発生であり、防疫対応に遺漏のないよう、11月5日の総理指示を踏まえ、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、以下の措置を実施することとする。

- 1.(ア)当該農場の飼養家きんの殺処分及び埋却、
(イ)農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、
(ウ)半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等
必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

3. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
4. 池田農林水産大臣政務官を岡山県に派遣する等により、岡山県と緊密な連携を図る。
5. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
6. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
7. 岡山県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
8. 「疫学調査チーム」を派遣。
9. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を指導。
10. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和2年12月11日（金曜日）（持ち回り開催）

5. その他

（1）我が国の現状において、家きんの肉や卵を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えています。

https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html (外部リンク)

（2）現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用する際の取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

（3）今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

【お問合せ先】

消費・安全局動物衛生課

担当者：星野、下平

代表：03-3502-8111（内線4581）

ダイヤルイン：03-3502-5994

FAX：03-3502-3385